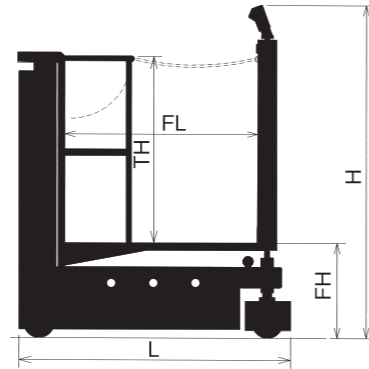
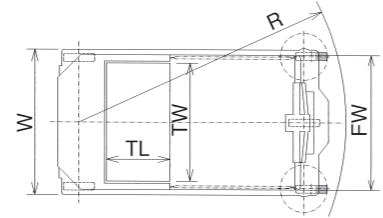


オーダーピッカー
STEシリーズ

型 式	STE02T
最 大 荷 重	200kg+定員1名
走行速度(全負荷・無負荷)	2.1km/h・2.3km/h
上昇速度(無負荷)	145mm/sec
最小旋回半径 R	1270mm
最小直角通路幅	1200mm
全 幅 W	720mm
全 長 L	1310mm
全 高 H	1580mm
フ ロ ア ー 幅 FW	650mm
フ ロ ア ー 長 さ FL	915mm
フ ロ ア ー 高 さ FH	450~1940mm
テーブル寸法TW×TL×TH	580mm×315mm×890mm
自 重	385kg
ドライブホイール	φ150×巾55 ウレタン1本
ロードホイール	φ150×巾38 ウレタン2本
キャスターホイール	φ150×巾38 ウレタン2本
バ ッ テ リ ー	12V 100AH/5HR
充 電 器	自動充電器搭載 単相100V
制 動 装 置	電磁式オフブレーキ

寸法図



■オプション

- 前進チャイム
- 後進ブザー
- 昇降チャイム
- 回転灯
- ガイドローラー
- フレームメタリコン塗装 など



オーダーピッカー
STE02T

法定点検・検査について

フォークリフトは「労働安全衛生法」及び「労働安全衛生規則」で点検が義務付けられています。定期自主検査を行うことで未然に事故を防ぐだけでなく、故障、休車を減らし作業効率をあげることもつながります

特定自主検査

[年次検査] (年1回)

1年を超えない期間ごとに1回、登録認可された検査業者もしくは資格を有した検査者の自主検査を行うことが法律で義務付けられています。
(労働安全衛生規則第151条の21)

月次検査

(月1回)

1ヶ月を超えない期間ごとに1回、定期に法で定められた項目について自主検査をしなければなりません。

始業検査

作業を開始する前に一日安全に使用できるように車両を確認する、法令で義務付けられている大切な点検です。

- 本カタログの内容・仕様は改良のため予告なく変更することがあります。
- 本カタログの写真はイメージになり型番によって内容や形状が異なって見えることがあります。



中西金属工業株式会社

コレックグループ (西部)
〒530-8566 大阪市北区天満橋3-3-5
TEL:06-6351-3280 FAX:06-6351-8365

コレックグループ (東部)
〒153-0051 東京都目黒区上目黒2丁目1-1
中目黒GTタワー7F
TEL:03-3278-0330 FAX:03-5768-1721

コレックグループ (中部)
〒472-0042 愛知県知立市内幸町平田75番地
TEL:0566-85-1300 FAX:0566-85-1333

サービスグループ 部品サービスセンター
〒520-3203 滋賀県湖南市日枝町4番地
TEL:0748-75-7846 FAX:0748-75-7305

川口サービスセンター
〒333-0834 埼玉県川口市安行領根岸3266
TEL:048-284-1610 FAX:048-286-6302



中西輸送機株式会社

滋賀工場
〒520-3203 滋賀県湖南市日枝町4番地
TEL:0748-75-7846 FAX:0748-75-7305

<https://www.kolec.co.jp/>



KOLEGは中西金属工業(株)のマテハン機器のブランドです。

Eメール: info@kolec.co.jp
お客様相談窓口 (フリーダイヤル)
0120-547-773

お問い合わせ、ご相談は下記販売店へ。



2024年3月 現在

オーダーピッカー
STEシリーズ STE02T



小さなオーダーピッカーが
大きな安心と作業効率を実現



狭い場所でも 快適操作

ピッキング作業に安心、安全を

国内
製造

電動
走行

電動
昇降

資格
不要



紹介動画は
こちら



最大積載荷重
200kg

作業床高さ
1.95m



1 小型だから狭い場所もラクラク

小型設計のため、旋回半径が小さく、狭い場所でも快適に運転可能。



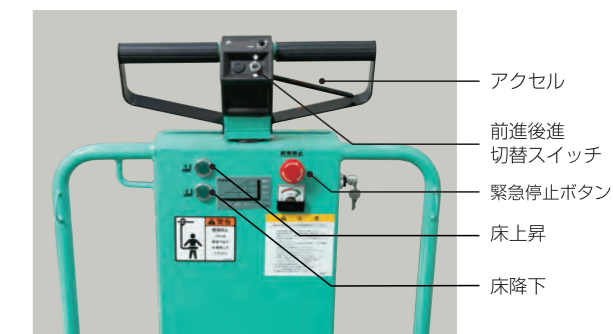
2 乗車・上昇中も走行可能

上昇時は自動的に速度を抑制し
安全に考慮しつつ効率的な作業を実現。



3 シンプルな操作性

直感的に操作できることにより、熟練度
に関わらず安心してご使用いただけます。



4 安全帯でさらに安心

車体に安全帯をかけることによって
墜落時のリスクを軽減します。



使用事例



大村紙業株式会社様



中野物産株式会社様

フォークリフトの運転には、講習受講が必要です。

事業者は、最大荷重1t未満のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く）を労働者に就かせるときは、安全又は衛生のための特別教育をしなければならないことが義務付けられています。